



2020年 4月 7日

岩倉市議会

議長 梅村 均 様

会 派 名 日本共産党岩倉市議団

代表者名 榎谷規子

## 「第45回東海自治体学校」研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

### 記

- 1 実施日 2019年 5月19日 (日)
- 2 研修先 名城大学ナゴヤドーム前キャンパス
- 3 出席人数及び氏名

2名	榎谷規子	木村冬樹
----	------	------

- 4 復命事項

別紙のとおり

## 「第45回東海自治体学校」研修報告書

日 時 2019年 5月19日（日）午前10時～午後4時30分

場 所 名城大ナゴヤドーム前キャンパス

全体会（午前10時～正午）

基調講演／岡田知弘氏（自治体問題研究所理事長・京都橘大学教授）

「地方自治をおびやかす国の動きに対し、いま住民と自治体にできること」

はじめに、安倍政政権下における地方制度改革の流れが語られました。

第一次安倍内閣では、「戦争する国づくりを進めるには地方自治を壊さないといけない」と道州制が推進され、国・道州政府・基礎自治体の「役割分担」が強調されました。この「役割分担」では、沖縄の基地問題は国の所管事項になってしまいます。

第二次安倍内閣では、地方自治体の反発から道州制の早急な推進が困難となり、現れたのが自治体消滅論を説く2014年の「増田レポート」でした。「若い女性が半減すれば自治体は消滅する」という印象操作により、自治体に人口確保を競わせる「地方創生」が打ち出され、国主導のもと自治体では人口確保や公共施設再編の計画が策定されました。

その次に現れたのが、AIやICT活用によるスマート自治体を提唱する2018年の「自治体戦略2040構想」です。その背景には、経済財政諮問会議や産業競争力会議、未来投資会議など、安倍内閣ン政策決定から進行管理までを行う機関の存在があります。そこには財界代表者が送り込まれ、財政的インセンティブの付与やマイナンバーカードの活用、自治体アウトソーシングの推進などを次々と法制化しています。

「自治体戦略2040構想」は、2040年ころに迫りくる人口減少の危機をことさら強調し、今から半分の自治体職員でやれる仕組みをつくりなさいというものですが、今でも多くの自治体がフルセット主義とはなっておらず、自治体ごとにさまざまな連携の上で成り立っています。AIやICTも未成熟な技術で、災害時に対応できるのかという根本的な課題

をはらんでおり、現状誤認を前提としたこの構想は多くの自治体から猛反発を受けています。

宮崎県西米良（にしめら）村の住民の幸福度を向上させる取組や沖縄、岩手、新潟県の米軍基地、災害復興、原発再稼働における対抗軸の形成などが紹介され、自治体は住民の福祉の向上を何よりも優先しないといけないと講演を結ばれました。

分科会（午後1時～4時30分）

分科会8／「民営化問題を考える」 助言者 萩原聡央氏（名古屋経済大学教授）

「水道の民営化に見られるように、市民の命と暮らしに関わる自治体の民営化が進められています。憲法の地方自治の原則から民営化について考えます」と呼びかけられた分科会でした。

萩原氏は、「一宮の学校給食を考える会」主催の学習会の講師も務め、市民とともに民営化について考えてきた方で、公の施設における民間委託の手法、その現状と問題点に触れながら、公の施設とは何か、誰のものなのか、という点について指摘されました。

1999年の民間資金等の活用による故郷施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の成立によって、PFI手法による序業の実施が可能になりました。内閣府は、「安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的とする」と述べていました。愛知県内におけるPFI事業の実施は46件（一宮市の斎場、田原市や豊田市の学校給食センターなど）となっています。

2003年の地方自治法改正により、公の施設における指定管理者制度が導入されました。この制度は、民間事業者等が有するノウハウ・能力を活用しながら行政サービスの質の向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として導入されました。自治体は、営利企業やNPO法人等を指定管理者にして、生涯学習センターなどの管理権とともに使用許可の判断権等の公権力の行使も委ねることになりました。愛知県内では、2,201施設に及んでいます。

2011年のPFI法改正により、コンセッション方式が導入されました。利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事

業者に委ねる方式で、内閣府は、空港、水道、下水道等を対象に、2022年度までの10年間で21兆円の事業規模を設定しているそうです。

国は、民間委託のメリットばかりを強調しますが、民間事業者の劣悪な運営等により、全国で267件が再公営化されてきているとのことです。世界的にも、フランス、イギリス、ドイツの水道は、質の問題等で再公営化の流れになっているようです。

公の施設は、住民自治・人権実現の手段であり、公正な管理運営が必要です。民営化してしまうと、企業秘密ということで監視することが難しくなりことは当然のことです。住民のための施設を財政的理由で奪われてはなりません。住民主権・住民自治の視点に立ち、住民の暮らしを豊かにする視点で知恵を出し合っていきましょう、と結びに呼びかけられました。

(榊谷規子)

分科会4 / 「空き家問題の現状と課題」 助言者 庄村勇人氏 (名城大学法学部教授)

はじめに、2013年10月の総務省「住宅土地統計調査」の概要、2014年の「空家対策等の推進に関する特別措置法」の概要が説明されました。総住宅数6063万戸(5年前から304万戸増加)のうち空き家が820万戸(同63万戸増加)、空き家率が13.5%(愛知県は12%)であること、特別措置法による空き家への対応では、全国の最新数値で助言・指導が10,676件、勧告が55件、命令が70件、代執行が75件(うち23件は費用を回収できず)となっていることが示されました。

次に、今年1月の総務省行政評価局による空き家対策に関する実態調査の概要、全国各地の空き家バンクの状況が説明されました。結論として、空き家の所有者の特定や管理不全の空き家に対する措置など、空き家対策は非常に困難な課題であること、今後どこでも空き家は増加していくが特定空家(倒壊の危険や衛生上有害など、放置することが不適切な状態にある空き家)にしない取組が重要であること、空き家バンクがうまくいっているところはほとんどないこと、市場に乗せない限り抜本的な解決にはならないことなど、厳しい現状と課題が語られました。

その後の交流では、奥三河にある東栄町では、2006年から空き家バンクを始め20件

ほどの制約があったこと、空き家を町が借り上げて回収して入居者を募集する定住促進空き家活用住宅整備事業を2012年から開始し2017年までに49人が入居したこと、空き家への入居にかかる費用を助成する空き家活用支援事業を2016年から開始し利用が年々増えていることなどの報告がありました。

全国的にも、移住対策や子育て支援策、古民家再生などに空き家を活用して、まちづくりに活かしている事例もあります。

市議会議員選挙の際、岩倉市でも空き家が増えていることを実感しました。岩倉市では当面、空き家バンクを機能させることが課題ですが、そのためにもまちづくりの視点で空き家を活用する工夫が必要であることを学びました。

(木村冬樹)